

## 離婚前後の生活・就業支援事業 公募型プロポーザル方式による技術提案実施公告

離婚前後の生活・就業支援事業業務委託について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和7年2月21日

岡山県知事 伊原木 隆太

### 1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 離婚前後の生活・就業支援事業
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加できる者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県内（ただし、岡山市及び倉敷市は除く。）に事業所及び活動拠点を有すること。
- (2) 法人格を有していること。（ただし、社会福祉法人は除く。また、団体の共同提案は不可とする。）
- (3) 離婚前や離婚直後のひとり親に対する相談対応や生活全般にわたる支援、就業支援等を継続的に実施してきたノウハウや実績があること。  
特に、ひとり親家庭（離婚前後に限らない）への支援を、直近2年以上継続して行い、そのうち、ひとり親家庭への相談支援等（食料支援や居住支援を含む）を1年間に延べ1,000件以上行った実績があること。  
また、相談対応にあたる者は社会福祉に関する国家資格（保健師、保育士、社会福祉士等）を有していることが望ましい。
- (4) 仕様書に定める業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を整え、自ら実施することができること。
- (5) 委託仕様書の6（1）に記載している圏域において主に活動ができること。
- (6) ひとり親への支援施策など、県の行う情報提供業務に協力ができること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 岡山県税を滞納していない者であること。
- (10) 岡山県暴力団排除条例（平成22年12月21日条例第57号）第2条に規定する暴力団でないこと。

### 3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
電話(086)226-7349  
FAX(086)234-5770

#### 4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

#### 5 スケジュール

公告	令和7年2月21日(金)
委託仕様書等の配布期間	令和7年2月21日(金)から 令和7年3月4日(火)まで
質問書受付期間 (メールによる受付)	令和7年2月21日(金)から 令和7年3月4日(火)午後5時まで
質問書に対する回答期限 ・回答方法	令和7年3月6日(木) ※県担当課ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	令和7年2月21日(金)から 令和7年3月4日(火)午後5時まで
技術提案書の提出者の選 定通知	令和7年3月5日(水)
技術提案書の受付期間	令和7年3月6日(木)から 令和7年3月12日(水)午後5時まで
プレゼンテーションの実 施	令和7年3月18日(火)※岡山市にて実施
審査結果の通知	令和7年3月21日(金)

#### 6 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、「技術提案参加資格確認申請書」(様式第1号)及び必要書類を次のとおり提出しなければならない。また、技術提案参加者は、県の担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

##### (1) 委託仕様書等の配布期間及び場所

###### ①配付期間

令和7年2月21日(金)から令和7年3月4日(火)まで(閉庁日を除く)の午前9時から午後5時までとする。

###### ②配布場所

上記4の場所に同じ。また、岡山県子ども・福祉部子ども家庭課のホームページからダウンロードすることができる。

(<https://www.pref.okayama.jp/site/321/959531.html>)

(2) 必要書類、提出期間、場所及び方法

①必要書類

- ア 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 実施公告の2（3）に定める法人の活動実績書（様式第2号）
- ウ 法人の登記事項証明書（提出日前3か月以内のものに限る。）

②提出期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月4日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

③提出場所

上記4の場所に同じ

④提出方法

持参又は郵便等（簡易書留、その他これに準じる方法によるものに限る。）

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。（閉庁日を除く）郵送の場合は、提出期限当日の消印有効とする。

(3) 技術提案参加資格要件の審査結果

①技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②技術提案参加資格がないとされた理由の説明

上記①の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日から起算して7日以内に下記（4）③の宛先にメールで説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様書等に対する質問の受付及び回答

①受付期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月4日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

②質問方法

「仕様書に対する質問・回答書」（様式第3号）によりメールで問い合わせることとし、面談又は電話での質問、受付期限を過ぎてからの質問は、一切受け付けない。

③宛先

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課 [kodomokatei@pref.okayama.lg.jp](mailto:kodomokatei@pref.okayama.lg.jp)

④回答方法

質問に対する回答は、令和7年3月6日（木）午後5時までに岡山県子ども・福祉部子ども家庭課ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項や参加資格に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

なお、質問の内容によっては回答しないこともある。

⑤技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 7 技術提案

(1) 提案書等の提出

技術提案に参加する者は、次の場所へ持参又は郵送（簡易書留、その他これに準じる方法によるものに限る。）により提案書等を提出しなければならない。

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。（閉庁日を除く。）  
郵送の場合は、提出期限当日の消印有効とする。

①提出期限 令和7年3月12日（水） 午後5時（厳守）

②提出場所 上記4の場所に同じ

③提出書類

ア 離婚前後の生活・就業支援事業に関する提案書（様式第4号）

イ 技術提案書（技術提案書（ひな形・様式第5号）及び「技術提案書作成要領」参照）

ウ 法人概要、過去の事業に関する事業実績等

・法人概要（様式任意）既存のパンフレット等でも可。

・過去の事業に関する主な実績について、その内容や成果が分かる資料を添付すること。

エ 見積書（任意様式その内訳を記載）

・積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

オ 県税納税証明書（県税に滞納がないことの証明書）

※県民局又は地域事務所の税窓口で取得できます。

・提出日前3か月以内のものに限る。

カ 誓約書（様式第6号）

キ 契約保証金に関する確認書（様式第7号）

④提出部数

4部（正本1部、副本3部）

※ファイルに綴じて提出すること。

(2) 技術提案書の説明

技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

①日時 令和7年3月18日（火）

②場所 岡山県庁

※時間・場所の詳細は、技術提案参加者に別途連絡する。

③プレゼンテーションは、7（1）①の提出期限までに提出された資料のみを用いて行うことができる。（当日の新たな資料の持ち込みは不可。）

## 8 技術提案書の審査及び選定

(1) 審査方法

岡山県離婚前後の生活・就業支援事業選定委員会（以下「委員会」という。）において、以下に基づき評価委員（委員会の委員をいう。以下同じ。）の合議により、技術提案書等、見積価格及びプレゼンテーションの内容を総合的に判断し、各圏域（業務委託仕様書「6（1）委託圏域の設定」に示す圏域とする）において、総合評価の最も高い提案者を契約予定者とする。

ただし、予算の都合上、選定するのは2圏域までとする。

また、審査の結果、いずれの応募者も選定しないことがある。

(2) 採点基準

別紙「採点基準」のとおり

(3) 審査結果の通知及び公表

審査終了後、速やかに各応募者に対し選定結果を書面にて通知するとともに、県ホームページにおいて公表する。

なお、他の応募者に係る審査の結果や内容についての問い合わせには応じ

ない。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施公告及び仕様書の内容を満たさない場合（書類上の軽微な誤りを除く。）
- ③ 見積書の金額が業務委託仕様書5の委託上限額を超える場合
- ④ 7（2）のプレゼンテーションに参加しなかった場合
- ⑤ 技術提案方式による公正な技術提案の執行を妨げた場合
- ⑥ 評価委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑦ その他技術提案者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

9 契約書の作成要否 要

10 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

11 その他

- (1) 提出された提案書等の修正は原則として認めない。
- (2) 応募に係る経費は、全て応募者の負担とする。
- (3) 受託者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (4) 応募者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (5) 審査の公正を図るため、応募者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項または応募資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (6) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) 提案書等の作成においては、著作権に配慮すること。
- (9) 委託業務の成果は県に帰属するものとする。
- (10) 委託契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。
- (11) 本事業に係る契約は、岡山県議会において予算が議決されることを条件とする。

12 委託料支払時期 年度末（必要に応じて概算払も可能とする。）